

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月25日(平成27年(行個)諮問第206号)

答申日：平成29年5月29日(平成29年度(行個)答申第33号)

事件名：本人が行った労災請求に係る調査結果復命書に記載の「障害の原因となった脳幹出血」の根拠となった診断書等の不開示決定(不存在)に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人が行った労災請求に係る脳疾患事案調査結果復命書特定調査官意見「障害の原因となった脳幹出血」の根拠となった診断書又は意見書あるいは書面」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月21日付け福岡個開135号により福岡労働局長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

審査請求人が本人の保有個人情報を請求したところ、個人情報保護法18条2項の規定により全部を開示しないとした決定は理由がなく、又「開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。」との開示をしない理由には本件審査請求人労災保険平成18年労特定番号脳疾患事案調査結果復命書特定調査官意見「障害の原因となった脳幹出血は業務に起因する疾患とは認められないことから。」と記載された本件調査結果は本件事件ファイル労災保険平成18年労特定番号脳疾患事案調査結果復命書、脳梗塞の診断書、意見書により本件脳幹出血事案の調査結果「障害の原因となった脳幹出血」の根拠としており、脳幹出血の診断書、意見書、そして書面なしでの本件事件ファイル労災保険平成18年労特定番号は「判決の根拠となった文書その他の物件が偽造又は変造された

もの」民事訴訟法 338 条 1 項六の再審の事由に該当する。これまでの判決確定は脳幹出血の診断書、意見書及び書面なしでの審理及び裁決したと確認出来又本件行政処分裁決も同様の確認が出来る。審査請求人本人の保有個人情報があると推認出来、本件行政処分の審理及び裁決を保有個人情報なしで実施することは違憲である。審査請求書を提出し本件審理及び裁決を求める。尚参考までに記述する厚生労働省は審査請求人の肢体の障害を障害年金事案では治っていない肢体の障害と確定して、本件労災事案では症状固定「治ゆ」肢体の障害と確定して、審理及び裁決を実施して、いずれも不支給処分としている。（審理調書添付）再審査請求書、障害年金治っていないもの肢体の障害 3 級特定号で裁決している。厚生労働省による自家撞着が認められる確定行政処分 2 件である。「審理調書障害年金事案を添付する」社会保険審査調整室平成 27 年 9 月 3 日付け書面、障害年金肢体の障害 3 級特定号（治っていないもの）（経緯）審査請求人本人請求の個人情報の本件不開示に理由はなく開示すべき。特定病院 A 特定診療科特定医師 a「脳幹出血」に関する書面、意見書である。

《後ろの頁に添付する》労災保険番号 特定番号

- ◎ 労災保険平成 18 年労特定号事件ファイル脳疾患事案調査結果復命書。特定医師 a 特定病院 A、脳梗塞意見書。特定医師 b 特定病院 B 脳梗塞意見書
- ◎ 福岡個開 135 号平成 27 年 7 月 21 日福岡労働局長 個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）※本件脳出血 発症の根拠となる意見書が事件ファイルに添付されていない事実。以上（添付資料省略）。

## （2）意見書

本件脳疾患事案調査結果復命書に記述の 3. 調査官意見は、障害原因となった「脳幹出血は業務に起因する疾患とは認められない。」との調査は、脳幹出血は脳梗塞の誤記と結論づけて本件審査請求の審理、裁決を行っているが脳梗塞と記述を変えても本件調書は辻褄があわず前後の記述に矛盾が生じる。「脳梗塞」は業務に起因する疾病ではあるが、「脳幹出血」は業務に起因する疾病ではない。本件の記述は障害補償給付事案脳疾患調査結果復命書である本件認定基準において「脳梗塞」は業務に起因する疾病と規定しているが、「脳幹出血」は、業務に起因する疾病とは規定されていない。しかしながら「脳幹出血」は頭部強打による原象とは認められていると規定している（原文ママ）。本件理由説明書による「脳幹出血」を「脳梗塞」と誤記したとした理由はなを前後の事実が辻褄があわずさらに矛盾が生ずる（原文ママ）。本件脳疾患事案後に請求した精神障害事案の審査請求書特定審査官からの調査面談の

さい本件脳幹出血，脳疾患発症未明の頭部強打，頭部に外傷が認められなかった事についての話があり頭部外傷が有る無しにより頭部打撲の判断として「負傷に起因する疾病」の審理，裁決を行うものであり，負傷に起因するものを除く労働基準法施行規則別表1の2第9号に「脳幹出血」は含まれず業務に起因する疾病とは認められないとの事であった。本件脳疾患事案は精神障害事案の先行事実，事案であり精神障害事案は本件脳疾患事案の後行事実である。先行事実脳疾患発症と後行事実精神障害発症には認定基準により発症について相当因果関係を認めている。障害の原因となった「脳幹出血」は業務に起因する疾病とは認められない。別表1の2第9号疾病である，が頭部打撲（非外傷性）の原象とは認められ，労働基準法施行規則別表1の2第1号負傷に起因する疾病本件脳疾患事案と認められる「脳梗塞」は業務に起因する疾病であり，認められる疾病である（原文ママ）。本件審査請求の理由の「脳梗塞は業務に起因する疾病とは認められないことから」は法令解釈適用の誤りであり到底受け入れることは出来ない。再審査請求書を提出する。

「個人情報保護法18条2項の規定には該当せずなを不合法である。再審査請求書を提起する（原文ママ）。」

精神障害事案調査復命書 平成21年労特定番号

尚本件意見書再審査請求書に平成28年1月1日付け陳述書を援用する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は，平成27年7月8日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「脳疾患事案調査結果復命書特定調査官調査官意見「障害の原因となった脳幹出血」の根拠となった診断書又は意見書あるいは書面」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人がこれを不服として，平成27年9月19日付け（同月28日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，脳疾患事案調査結果復命書特定調査官意見「障害の原因となった脳幹出血」の根拠となった診断書又は意見書あるいは書面に記録された保有個人情報である。

##### (2) 本件対象保有個人情報が存在しないことについて

審査請求人に係る労災請求は、被災労働者が脳梗塞を原因とする右半身知覚障害について、障害補償給付の請求をしているものである。

一方、審査請求書添付の「脳・心臓疾患事案結果復命書」2頁目6行目には「障害の原因となった「脳幹出血」との記載が認められる。

この点について、処分庁に確認したところ、復命書記載の「脳幹出血」については、本来「脳梗塞」と記載すべきところ、「脳幹出血」と誤記したものであるとのことであった。

そのため、請求者が開示を求める「「障害の原因となった脳幹出血」の根拠となった診断書又は意見書あるいは書面」は存在しないものである。

なお、本来記載すべきであった「障害の原因となった脳梗塞」の根拠となった診断書、意見書等については、平成18年1月12日付けで提起された労災保険法38条1項に基づく再審査請求に係る過程で、審査請求人宛に送付された資料の中に含まれており、審査請求人は既に当該文書を所持しているものである。

以上のとおり、処分庁は、本件対象保有個人情報情報を保有していないため、法18条2項の規定に基づき、不開示とした原処分は妥当である。

### (3) その他

念のため、開示請求時に、特定署の職員をして、特定署の事務室、書庫等を探索したが、対象行政保有個人情報は存在していないことが確認されている。

また、処分庁において、審査請求人に対し、誤記についての説明等は行っていなかった。そのため、本件審査請求を受けて、諮問庁において審査請求人に対し、架電により誤記についての説明を行った上で、本件審査請求について、取り下げや変更等の意向がないことを確認したところである。

諮問庁においては、本件開示請求については、開示請求対象部分に誤記が判明した時点で、処分庁は審査請求人に対し、開示請求書の誤記部分の訂正請求の案内等の措置を必要に応じて講じるべきものであったと思料する。

## 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年1月18日 審査請求人から意見書を收受

④ 平成29年5月11日 審議

⑤ 同月25日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が行った労災請求に係る脳疾患事案調査結果復命書特定調査官意見「障害の原因となった脳幹出血」の根拠となった診断書又は意見書あるいは書面」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、法18条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、上記第3の3(2)及び(3)において、以下のとおり説明する。

審査請求人に係る労災請求は、被災労働者が脳梗塞を原因とする右半身知覚障害について、障害補償給付の請求をしているものである。

一方、審査請求書添付の「脳・心臓疾患事案結果復命書」2頁目6行目には「障害の原因となった「脳幹出血」」との記載が認められる。

この点について、処分庁に確認したところ、復命書記載の「脳幹出血」については、本来「脳梗塞」と記載すべきところ、「脳幹出血」と誤記したものであるとのことであった。

そのため、審査請求人が開示を求める「「障害の原因となった脳幹出血」の根拠となった診断書又は意見書あるいは書面」は存在しないものである。

念のため、本件開示請求を受けて、特定署の職員をして、特定署の事務室、書庫等を探索したが、本件対象保有個人情報は存在していないことが確認されている。

以上のことから、福岡労働局では、本件対象保有個人情報を保有していない。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、脳幹出血は誤記であるということについて、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

審査請求人に係る労災請求は、被災労働者が脳梗塞を原因とする障害について、障害補償給付の請求をしているものであり、当該労災請求事案に関する文書においては、審査請求人が審査請求書に添付している「脳・心臓疾患事案調査結果復命書」の調査官意見の1箇所以外は全て

「脳梗塞」と記載されているところを見ると、脳幹出血は明らかな誤記だと思われる。

- (3) そこで、諮問庁より上記(2)の労災請求事案に関する文書の提出を受け、当審査会において確認すると、審査請求人が審査請求書に添付している「脳・心臓疾患事案調査結果復命書」の調査官意見の1箇所以外は、傷病は全て「脳梗塞」と記載されており、本来脳梗塞と記載すべきところ、脳幹出血と誤記したとの諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件対象保有個人情報を保有していないとする上記諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、福岡労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、福岡労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子